

気象警報発表時における登校等の対応について

台風や大雪等の悪天候に伴い、通常の登校に支障が生じる場合の臨時休業および授業開始時刻の変更等に関する原則について、気象警報の発表状況を基準として次のとおり定めます。

1 対象とする発表区域

大和市(大和高等学校所在地)又は生徒の居住地域

2 対象とする気象警報

- ・レベル5特別警報(氾濫・大雨・土砂災害・高潮)及び特別警報(大雪・暴風・暴風雪・波浪)
- ・レベル4危険警報(氾濫・大雨・土砂災害・高潮)
- ・警報(大雪・暴風・暴風雪)

いずれかが
発表されて
いる場合

3 判断時刻及び基準と対応

判断時刻	判断基準	対応
午前6時	大和市に,上記「2対象とする気象警報」が発表されている場合	自宅待機
午前9時	大和市に,上記「2対象とする気象警報」が継続している場合	自宅待機
	大和市に,上記「2対象とする気象警報」が解除されている場合	3校時目から授業を実施
午前11時30分	大和市に,上記「2対象とする気象警報」が継続している場合	臨時休業
	大和市に,上記「2対象とする気象警報」が解除されている場合	午後から授業を実施

*ただし,生徒の居住地域に「2対象とする気象警報」が発表されている場合は,自宅待機をしてください。

4 その他

(1) 保護者及び生徒が居住地域や通学路の状況などから安全な登校が難しいと判断した場合は,登校を見合わせるか,登校時間を遅らせてください。その際は,学校・家庭連絡システム(すぐーる)を通じて学校へ連絡してください。

(2) 気象警報の発表の有無にかかわらず,周囲の安全を十分に確認した上で,安全第一で登校してください。